



全国公立学校教頭会通信 第13号

きずな

令和6年度 全国要請推進部長会

発行 令和6年10月31日
全国公立学校教頭会 広報部

電話： 03-3436-4868

Mail： zenkokyo@kyotokai.jp

HP： <https://kyotokai.jp>

9月26日(木)、都市センターホテル(東京都千代田区)で、令和6年度全国要請推進部長会をハイブリット形式で開催しました。その概要をお伝えします。

(1) 開会行事

- ① 開会の言葉 ② 会長あいさつ ③ 日程説明

(2) 全体会

① 令和7年度概算要求について 講師 文部科学省初等中等教育局財務課課長補佐 北川 雅崇 氏

- 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 (義務教育費国庫負担金)
- 補習等のための指導員等派遣事業



- ・多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
- ・教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と働き方改革を実現

※副校長・教頭マネジメント支援員の配置 【拡充】

- 行政による学校問題解決のための支援体制の構築 に向けたモデル事業
- GIGAスクール構想支援体制整備事業等 ○GIGAスクールにおける学びの充実
- 学習者用デジタル教科書の導入 ○生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速 ○小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進 ○高等学校DX加速化推進事業 (DXハイスクール)
- 義務教育教科書購入費 ○幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上
- 現代的健康課題に対応するための健康教育の推進 ○誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進 ○夜間中学の設置促進・充実 ○特別支援教育の充実 ○道德教育の充実
- 高校生等への修学支援

② 令和6年度全国公立学校教頭会の調査 【緊急課題】に関する報告

- 課題Ⅰ 教員不足問題に関する実態
- 課題Ⅱ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置
- 課題Ⅲ GIGAスクール構想への対応



(3) 講演会 講師 日本大学 文理学部 教授 末富 芳 氏

演題「学校安心ルールをつくろうー子どもと大人で実現する学校の安全・安心」



子どもたちの幸せを実現するために、子ども基本法の成立にアクションしてきた事にふれ、末富氏の編著「子ども若者の権利と学び・学校」を基に講演が始まった。大阪市の学校では、子どもの権利を基盤とした取り組みをしながら、子どもたちと保護者が一緒に「学校の安心ルール」をつくっている。学校を支える上で学校でのトラブルを未然に防ぐことになる。

(1) なぜ「安心ルール」なのか 子ども性暴力防止法、子どもの貧困解消法が令和6年6月19日に成立した。英国では、性暴力に限らずいろいろなリスクから子どもを守る仕組みが確立されている。この法律は子どもの権利の視点から重要な法律であり、子どもの権利条約には、全部で54個の条文がある。が、子どもの貧困に関しては改善されていないことが多い。子ども若者の権利を実現するためには、子どもではなく大人が頑張らなければならない。つまり、大人たちも一緒に頑張る「安心ルール」を考えていく必要がある。

(2) 「安心ルール」の作り方 「子ども性暴力防止法」が成立し(令和8年から施行)、子ども家庭庁から子どもを性暴力から守るための措置について示された。その中に、子どもが性暴力の被害に遇っていることが疑われたら、疑われる事案についての調査を行うという項目がある。「これを学校が行うことはいかがなものか。」という末富氏の意見に共感した。性暴力被害・加害(の予兆)を発見したらどうすればよいのか? 先ず、警察への連絡である。(＃8103) 東京都教育委員会には、児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相

談窓口が設定されている。末富氏は、この制度を全国に広げていきたいと話していた。第3者相談から第3者調査に結び付けることができる仕組みがあれば、学校内で同僚を調査する必要はなくなる。スクールロイヤーと自治体による調査チームの整備を家庭庁に提言中であると述べている。末富氏は、斉藤章佳著書「子どもの性被害」から、グルーミングの定義・グルーミングには5つのプロセスがあることについて触れ、「私たちの誰もが加害者になりうる」という斉藤氏の言葉を強調していた。

末富氏は、どのように学校がより良い「学校ルール」作っていけばよいのかについて次のように述べている。大阪の学校安心ルールは、教育委員会と校長会が話し合ってきたものである。つくった目的は、子どもたちの学ぶ権利（安全安心に学ぶ権利）を守ることである。学校等が行うことができる対応も明記されている。例えば、関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導する。このルールは、各学校のホームページに掲載してあり、誰でも見ることができる。日本では、保護者や子どもにも伝わるルールが明記されていないことが多い。どこの学校でも大阪の学校安心ルールをつくる必要性を感じた。

(3) こども若者の安心で「意味ある参画」のために大人が知るべきこと 末富氏は、「安心ルール」は子ども若者とともに作る事が重要であると述べていた。UNICEFの子どもの権利条約の考え方ホームページには、子どもの参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって、「意味ある参加」となると表記されている。また、国連子どもの権利委員会に「子ども参加のための9つの基本的要件」が示されている。①透明性②任意③子どもの尊重④関連性⑤子どもにやさしい⑥包摂的⑦研修の実施⑧安全でリスクに配慮⑨説明責任（子どもへの報告）この9つのルールは、安心ルールや校則においても基本的な要件である。こども若者の立場が一番弱いので「安心ルール」をつくる時には、子ども若者と学校の先生・保護者を安易に一緒にしない工夫も大事である。「安心ルール」の基本（案）は、以下の3点が重要であると述べていた。①こども基本法、子どもの権利条約、子ども若者、大人が学び、理解しています。②子ども若者大人もお互いの権利を大切にします。③こどもも大人も傾聴と対話（聞くこと／話すこと）を大切にします。乱暴な言葉、大声、脅すような言葉は使いません。「子ども参加のための9つの基本的要件」・「安心ルール」の基本（案）については、認識していないことだったので大変勉強になった。

最後に末富氏は、大人から子どもたちに対して〇〇学校の大人は、子ども若者に「こんなことはしません」・〇〇学校の大人は、子ども若者に「これを大切に関わります」ということを提示して共有することや心の中で大切に思っていることを話し合ってみんなのルールにして、大人から子どもに発信するといいいのではないかと話された。最後に、教員が「みんなのこと大事にしているよ。」というのを発信することで、子どもたちは喜びを感じ、学校に幸せが一つ増えることになるのではないかと話された。

質疑①子どもたちだけで意見をすり合わせて表明したり意見をまとめたりする時の大人の関わり方についてご指導ください。

応答①ファシリテーターの存在が重要です。児童会や生徒会担当の先生方は実践されていると思います。サポート役の先生の存在が必要です。

質疑②いじめの問題が発生すると学校・教育委員会が責任を問われ、加害者はスルーされることもあります。いじめ防止対策推進法の中には、警察との連携について表記されていますが、暴力行為や恐喝であれば警察との連携も考えられますが、学校と警察との連携はハードルが高いと思います。

応答②学校から急に警察へ連絡することはハードルが高いと思います。学校と警察との間に一人相談できる方を置くことです。スクールロイヤーが該当します。名古屋市では、警察のOBの方が学校にいらして間を取り持ってくれることがあります。トラブル対応に学校の教職員が右往左往されないようにしなければなりません。

質疑③山口県での実践について（安心ルール作りを地域、福祉連携で考えること）進捗状況や課題を教えてください。

応答③山口県宇部市での実践は4年目になります。校長先生とSSWや児童民生委員（学校評議員）、子ども食堂の関係者、地域の関係者が一同にかえせる公的研修ができるとよいと思います。そして、子ども家庭センターが中心となって活動できるようにフォローアップしています。



(4) 分科会① グループ協議の進め方説明 ②グループ協議 ③グループ協議の発表 ④指導助言 ⑤謝辞 総務・調査部

グループ協議の柱

柱一末富先生のお話を受けて、教頭として子どもたちや学校の安全をどのように確保していくか。

柱二要請文をもとに副校長・教頭として国及び地方公共団体に学校の現状をどのように伝え、改善していくか。

グループ協議の発表(柱-1)◆子どもたちの居場所づくりが各学校ですすんでいる。不登校、いじめにあった子どもが登校できるようになるのではないかな。適応指導教室等ができ始めている。しかし、その場所に常駐できる人材がない現状がある。今後の課題と考える。また、子どもの安全については、ネットによるトラブルが低年齢化してきている。このことに対する教育をどうしていけばよいのか。

◆キーワードは、「誰一人取り残さない」である。アンケートの実施、全職員で子どもたちを支えていく体制づくりが重要である。また、施設管理に関しては、行政と連携して子どもたちの安全が確保できるようにしなければならない。警察や児童相談所等々外部機関と連携して子どもの安全を守っていく必要がある。



グループ協議の発表(柱-2)◆人材不足が重要課題である。副校長・教頭職も担任をしなければならない状況が増えている。人材確保を強く要請していく必要がある。

◆要請活動の行い方についての地域の実情を話し合った。人材不足を補う予算の確保について要請していきたい。

指導・助言 末富 芳 氏より

◆協議の様子をお聞きして、副校長・教頭先生たちに感謝の気持ちを伝えたい。学校の様々な枠にはまりきらない事と管理職としての職務の二つを背負っている現状を改善するためには、教員の働き方改革が重要である。長時間勤務がなくなる限り、若者は、学校という職場を積極的に選ばない。先ず副校長・教頭の働き方が変わらないと改善されない。これをどのようにすすめていくかー基礎自治体の取り組みを効率よくすることと教育にお金をかけない体制を変えていくことである。要請活動では、教育にはお金が必要なこと、学校教育の課題や大変さを改善しない限り教員不足は解決しない事をメッセージとして伝えることが大切である。

こども家庭庁の渡辺由美子長官が「世の中全体の介護に係る対応がパタパタと変わった瞬間があったように、教育の世界も近い将来パタパタと変わる時が来るのではないかな。」と話していた。

本日は、要請推進部長会に参加させていただき、ありがとうございます。全国の副校長・教頭先生方のご健康と幸せな時間が過ごせることをご祈念いたします。

(5) 閉会行事 ①諸連絡 ②閉会の言葉 ※終了後 アンケート

要請活動 翌日、9月27日(金) 議員会館で要請活動を行いました。要請活動報告の中から、感想等を紹介します。

- 参議院議員は他にご都合がありお見えにならなかったが、政策担当秘書の方に丁寧にご対応いただいた。本県の学校現場の現状や要望を熱心にお聞きいただき、有意義な活動ができた。
- 大変忙しい中にもかかわらず、貴重な時間をとっていただき、親身に話を聞いてくださり大変ありがたく、有意義な面談となった。
- 両議員(議員秘書)とも、教員の働き方改革に対して興味・関心をもって質問されることが多かった。ただし、共通していたことは、両議員とも働き方改革がかなり進捗しているという認識をもっていたということである。実際の学校現場においては、人的不足等、まだまだ課題が山積しているため、そのことを中心に要請を行ってきた。両議員とも、真摯に現場の声を聞いてくださった。
- 5名の議員に直接陳情書を手渡し、現場の声を伝えることができたのは大きな収穫だった。どの議員も教員の働く環境の改善や働き方改革に重要性について共感・理解し前向きな回答を得た。議員それぞれ得意分野があると言われたが、どの議員も添付の資料に目を通し、今後勉強していくことを言われたり、教育は未来への投資であると言われたりと直接お目にかかって陳情できたからこそこの回答だったと思う。
- 全公教と本県の要請文を議員事務室へお届けし、施策へ反映させていただくようお願いした。要請内容には、法制化させる必要があるものも多く、国会議員の理解と協力が必要である。現場の教員が直接訪問して、現場の声を届けることの意義は大きいと実感した。教育現場の厳しさや課題は、国会やマスコミでも取り上げられ、重要な課題として捉えられている。教育改革に更に力を注いでいただけるよう切に願う。
- 書類のお渡しのみという約束であり、移動時間を含めて5分と見積もっていた。しかし、殆どの議員が部屋へ招き入れてくれ、熱心に話を聞いてくれた。議員からは、「直接話を聞いて良かった」「これほど厳しいとは思っていなかった」との感想を頂いた。政策に反映できる力を持つ方に直接お伝えする効果は大きいと考える。
- 直接お会いして要請活動ができたのは、お一人にとどまったが、本県の教育現場の現状については理解していただけたと思う。現存する課題解決、また教育効果をあげるためには、さらなる予算確保が必要になるが、現場の声を絶やすことなく続けていくことが大切であると実感した。